「特定商取引に関する法律」の概要

- 〇原則として、「何人も、・・・契約をするかどうかを自由に決定することができ (改正民法 第521条第1項。契約自由の原則)。
- 〇消費者契約(事業者と消費者との間で締結される契約)については、事業者と消 費者の間の「情報の非対称性」等から、特別の民事ルールを規定(勧誘の際に不 実の説明が行われた場合の取消権など)。
- 〇さらに、特定商取引(訪問販売や通信販売、連鎖販売取引など)については、 「勧誘時の不意打ち性」や「覆面性」、強い「誘引力」、長期・高額の契約、隔 地者間取引といった特殊性により、消費者の自由意思が特に歪められるおそれが 高いことから、より重い特別のルール(行政規制(罰則や行政処分で担保)+民 事ルール(クーリング・オフ、中途解約権、取消権等))を規定。

1. 本法律の対象となる取引類型

(消費者が自ら求めないのに、販売の勧誘を受ける)

- 1. 訪問販売
- 2. 電話勧誘販売

(事業者と対面して商品や販売条件を確認できない)

3. 通信販売

(長期・高額の負担を伴う)

4. 特定継続的役務提供

(ビジネスに不慣れな個人を勧誘する) **5. 連鎖販売取引**

- 6. 業務提供誘引販売取引

(消費者が自ら求めないのに、購入の勧誘を受ける) **7. 訪問購入**

2. 法律の内容

<行政規制>

- 〇氏名等の明示の義務付け
- 〇不当な勧誘行為の禁止
- 〇広告規制
- 〇書面交付義務
- 〇告知義務

等

く民事ルール>

- 〇取消権
- 〇中途解約権
- ○返品ルール
- 〇過量販売解除

等

「預託等取引に関する法律」の概要

預託等取引の規制を定めるとともに、販売を伴う預託等取引(販売預託)を原則禁止

【預託等取引:①又は②のいずれかの取引】

- ①3か月以上の期間にわたり物品等の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約すること
- ②物品等の預託を受けること及び3か月以上の期間の経過後に当該物品等の買取りを約すること
- (※) 昭和61年に施行された特定商品等の預託等取引契約に関する法律が令和3年に改正されたもの(令和4年6月施行済)

規制の対象

- ●全ての物品及び特定権利の預託等取引が対象
 - 特定権利
 - 一定の施設の利用に関する権利
 - 物品の利用権、引渡請求権等

行為規制

預託等取引業者は以下の規制を遵守する必要あり

●書面の交付

- ・契約の締結前に契約の内容等を記載した書面を交付
- ・契約の締結時及び更新時にも書面を交付

●不当な勧誘等の禁止

- ・重要事項(供与される財産上の利益の金額等)に関する 不実告知、故意の不告知を禁止
- ・ 威迫困惑行為を禁止

●書類の閲覧等

- ・業務及び財産状況を記載した書類の備置き、預託者ごとに帳簿書類(契約書面の写し等)の作成及び保存
 - ⇒ 預託者は閲覧、謄写、交付の請求が可能

販売預託の原則禁止

- ●販売預託に係る勧誘等及び契約の締結等を原則禁止
 - 内閣総理大臣(消費者庁)の厳格な確認を受けた場合に限り、例外的に販売預託に係る勧誘等及び契約の締結等が可能
- ●確認を受けないで締結等した契約は無効 確認を受けないで勧誘等又は契約の締結等をした場合 は行政処分及び罰則の対象

<過去に問題となった販売預託のスキーム>



主な民事ルール

●<u>クーリング・オフ</u>

・契約の締結時又は更新時に交付される書面の受領後の14日間は 預託者は無条件に契約の解除が可能

●<u>中途解約権</u>

・クーリング・オフ期間の経過後も預託者は中途解約が可能

違反した場合は、行政処分及び罰則の対象